

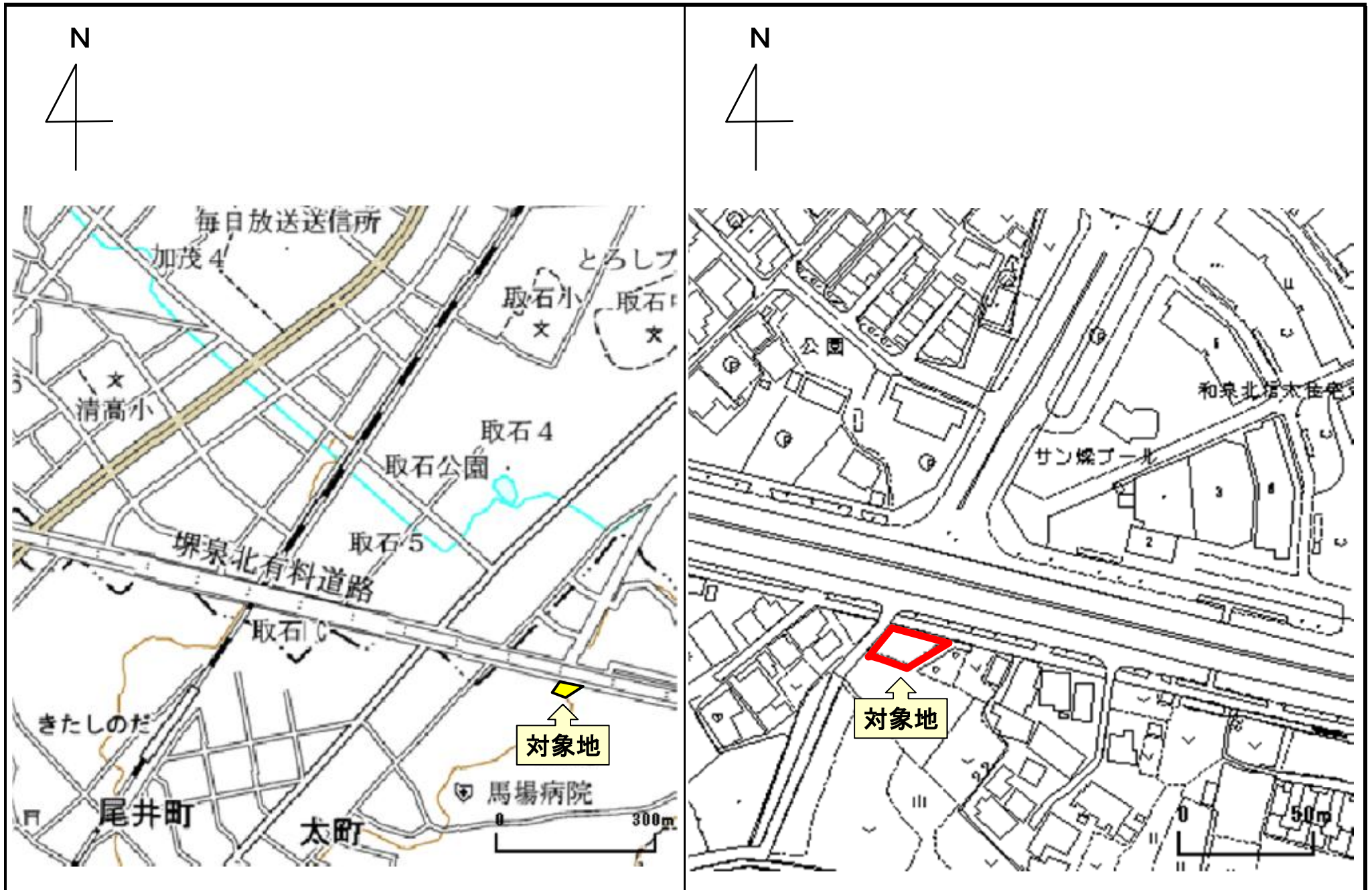
物 件 明 細

物件番号 1	所在地 (路線名) 和泉市上町404番2外 (主要地方道泉大津美原線)	交通 機関	JR阪和線 北信太駅 東約 850m	最 低 占用料 (年額)	665,200円/年	占用期間	最長5年
土地の概要				特記事項			
面 積	占用許可対象面積 219 m ²			<p>1 平面駐車場(コインパーキング含む。)等平面利用を想定しております。</p> <p>2 占用期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとし、公用・公共用として占用の必要性や占用状況を勘案して支障がないと大阪府が判断する場合に限り、占有者の求めに応じ、平成31年4月1日より5年を限度として毎年度更新許可を行うことができるものとします。なお、本物件は、都市計画道路大阪岸和田南海線の事業地内であるため、占用開始後5年以内(平成33年度より工事着手予定)に当該路線事業の実施に伴い、更新の許可を行わない場合があります。</p> <p>3 対象地は交差点内のため、北側府道の歩道切下げ及び車両等(歩行者・軽車両等は除く。)の出入りはできません。西側の市管理道路から行ってください。車両等の出入りについては和泉市役所及び大阪府和泉警察署と協議してください。 アスファルト舗装、ネットフェンス、排水設備その他の道路の施設又は工作物の撤去、形状変更及び整備については、大阪府鳳土木事務所と協議し、許可を受けて下さい。ただし、対象地北東側にあります街路灯及びその引き込み線等、並びに対象地北側架空の電線及び電話線等の移設又は撤去はできません。 なお、それらの整備等に要する費用は全て占有者の負担となります。 (お問合わせ先) 大阪府鳳土木事務所管理課 電話 072-273-0123(代) 和泉市都市デザイン部道路河川室 電話 0725-41-1551(代) 大阪府和泉警察署交通課 電話 0725-46-1234(代)</p> <p>4 雨水や汚水の排水が生じる利用をする場合は道路及び既設集水桝等へ流さないでください。 排水等の処理については、和泉市と協議してください。 (お問い合わせ先) 和泉市上下水道部下水道整備課 電話 0725-99-8152(直通)</p> <p>5 電気の引き込みについては、大阪府鳳土木事務所及び関西電力㈱と協議してください。 電気の引き込みに伴う協議及び費用等の一切の件については、全て占有者において行ってください。 なお、本府道(歩道を含む。)上には電柱を設置することはできません。 (お問合わせ先) 大阪府鳳土木事務所管理課 電話 072-273-0123(代) 関西電力㈱岸和田ネットワーク技術センター 電話 0800-777-8025</p>			
接面道路 の状況	北側：府道・幅員約 40.0m(うち西行一方通行・幅員約13.5m)・舗装有・高低差 無 西側：市管理道路・幅員約 5.2m・舗装有・高低差有(10cm未満)						
法令に 基づく 制限	市街化区域内						
	都 市 計画法	用途地域	第二種住居地域				
		地域地区	—				
		建ぺい率	60%	容積率	200%		
その他 の 法令等	・道路法(主要地方道 泉大津美原線区域内) ・消防法						
その他条件							
供給処 理施設 の 状況	区分	配管等の状況		照会先及び電話番号			
		対象地周辺	対象地内				
	公営 水道	本管	引込管	和泉市上下水道部水道工務課 0725-99-8151(直通)			
		有	無				
	電気	配電線	引込線	関西電力(株)岸和田ネットワーク技術センター 0800-777-8025			
		有	無				
	都市 ガス	本管	引込管	大阪ガス(株)マップメンテセンター 06-6202-2141			
		有	無				
公共 下水道	本管	引込管	和泉市上下水道部下水道整備課 0725-99-8152(直通)				
	有	無					

特記事項

- 6 対象地の北側付近に東西に横断するφ300mmの水道管が埋設されています。詳細な箇所については、和泉市にご確認ください。
なお、対象地で漏水等が発生した場合は、工事等に協力することと、対象地で掘削及び埋設等の行為については、大阪府鳳土木事務所及び和泉市と協議してください。
また、対象地に建築物等の構造物を設置する場合は、移設可能でかつ簡易なものに限ります。
(お問い合わせ先)
大阪府鳳土木事務所管理課 電話 072-273-0123(代)
和泉市上下水道部水道工務課 電話 0725-99-8151(直通)
- 7 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。また、実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去または移動をお願いします。なお、撤去又は移動等に必要な費用等については、占有者の負担となります。
- 8 既存占有物件の点検等のため、当該物件の占有者等が対象地に立ち入ることがあります。既存占有物件の工事・点検等の際には、占有許可条件に基づき、現地にある物の撤去や移動をして頂くことがあります。その際に発生する費用については、占有者の負担となります。
- 9 対象地は、過去の公募により落札された現占有者がいます。現占有期間は最長で平成31年3月31日までとなっておりますので、本公募による占有開始日は平成31年4月1日からとなります。また、現地に設置されている施設の一部は、現占有者の所有施設となりますので、それらの施設を継続して使用される場合は、占有開始日までに予め現占有者と譲渡等の協議を行ってください。なお、大阪府は現占有者と本公募により決定された占有者との譲渡契約等には一切関与しません。
- 10 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て占有者において行ってください。
- 11 対象地外の府所有地(管理フェンスの周辺など)についても、対象地と同様に良好な管理を行ってください。

(1)位置図 (物件番号:第1号)



(2) 平面図・丈量図(物件番号:第1号)

